

第11章 ICTの活用の推進

総論

Society 5.0の到来など、私たちは大きな社会の変革期にいます。Society 5.0は、人工知能(AI)、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが「非連続的」と言えるほど劇的に変わることを示唆する社会の姿です。

今や、社会のあらゆる場所で、ICTの活用が日常のものとなっており、Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、スマートフォンやタブレット、パソコンなどのICT端末は鉛筆やノートと並ぶ「マストアイテム」であり、1人1台端末環境は、もはや令和の時代の学校の「スタンダード」です。文部科学省では、Society 5.0時代を生きる子供たちにふさわしい、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「GIGAスクール構想」の実現として、ハード・ソフト・人材を一体とした学校ICT環境の整備を進めています。

第1節 教育の情報化

1 学習指導要領の改訂と情報活用能力の育成

平成29年3月に小学校及び中学校の学習指導要領が、30年3月に高等学校の学習指導要領が公示されました。この改訂により、「情報活用能力」*¹が、言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを通じて、教育課程全体で育成するものとなりました。前述の学習指導要領総則では、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICT環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することを新たに明記するとともに、小学校学習指導要領では、コンピュータでの文字入力など情報手段の基本的な操作を習得する学習活動を充実することについて明記しています。加えて、小学校段階でのプログラミング教育を必修化するなど、小・中・高等学校を通じてプログラミングに関する内容も充実しています。

文部科学省では、これらの学習指導要領の下で、教育の情報化が一層進展するよう、教師による指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組の参考にさせていただくため、新しい「教育の情報化に関する手引」*²を作成・公表しました。

(1) 情報活用能力の育成

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の

*¹ 世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくための必要な資質・能力

*² 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

情報手段を適切に用いて情報の収集・整理・比較・発信・共有等を行うことができる力であり、さらに情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものです。これを確実に育てていくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要です。

前述のとおり、情報活用能力はカリキュラム・マネジメントにより教育課程全体で育成することが必要であり、各学校は、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、情報活用能力育成の観点から教育課程を編成して、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図ることが求められます。文部科学省では、情報活用能力を体系的に整理し、情報活用能力の育成事例やカリキュラム・マネジメントモデルに基づく取組を整理、公表しています。さらに、令和3年度に児童生徒の情報活用能力の定量的測定のための調査を実施し、令和4年度中に調査結果の公表を予定しており、分析結果及び一部の問題を公表するとともに、各教科において求められる具体的な能力・目安やその育成に必要な指導例等、児童生徒に身に付けさせるべき情報活用能力を提示するための準備を進めています。

(2) プログラミング教育の実施に向けた取組

小学校においては、学習指導要領で、プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することを明記し、算数、理科、総合的な学習の時間において、プログラミングを行う学習場面を例示しています。小学校段階で体験的にプログラミングに取り組む狙いは、プログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりといったことではなく、論理的思考力を育むとともに、プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータをはじめとする情報技術によって支えられていることなどに気づき、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やコンピュータ等を上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度などを育むこと、さらに、教科等で学ぶ知識及び技能等をより確実に身に付けさせることにあります。

また、プログラミングに関する内容が既に必修となっている中学校技術・家庭科（技術分野）においては、内容の充実を図るとともに高等学校においては、共通必修科目として「情報Ⅰ」を設定し、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学ぶこととしました。このように、小・中・高等学校の全ての学校段階を通じてプログラミング教育を実施することとしています。

文部科学省は、小学校プログラミング教育については、学習指導要領や同解説で示している基本的な考え方等を分かりやすく解説した「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」^{*3}を公表するとともに、文部科学省、総務省、経済産業省が連携して、民間企業・団体等とともに平成29年3月に「未来の学びコンソーシアム」を設立し、現在はポータルサイトにおいて、民間企業・団体等による取組などの紹介を通じて、着実な実施に向けた支援を行っています。また、中学校・高等学校においては、「中学校技術・家庭科（技術分野）のプログラミングに関する実践事例集」や「高等学校情報科「情報Ⅰ」教員研修用教材」等の作成・公表を行っています。文部科学省においては、引き続き、小・中・高等学校を通じたプログラミング教育の円滑な実施のため、実践事例等の有益な情報提供等を行うこととしています。

*3 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1403162.htm

2 学校のICT環境の現状と「GIGAスクール構想」の実現

学校のICT環境は、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づき、単年度1,805億円の地方財政措置が講じられてきました。この措置は、地方自治体において用途が特定されない地方交付税によるものですが、文部科学省ではこの地方財政措置の積極的な活用の促進に向け、先進的に取り組んでいる自治体の学校におけるICT活用事例の紹介や、市町村ごとの整備状況を分かりやすくグラフ化し地図で示すなどの取組を実施してきたところです。

しかしながら、文部科学省が実施する「令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によれば、第3期教育振興基本計画に定めた学習者用コンピュータの整備目標値である3人に1台に対して、全国平均値は4.9人に1台（前年度は5.4人に1台）にとどまっていました。

また、2018年に実施されたOECD/PISA調査において、学校でのICTを活用した学習の頻度を問う指標に関して日本は軒並み最下位層になるとともに、学校外で学習のためにデジタル機器を利用する頻度を問う指標についてもOECD平均を大きく下回るなど、ICTの活用についても様々な課題が明らかになりました。

このような状況を受け、令和元年12月に閣議決定された総合経済対策において、「学校における高速大容量のネットワーク環境の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずることとする」とされ、「GIGAスクール構想」の実現に向けて、必要な予算を国として計上することとなりました。

具体的には、令和元年度補正予算において、学校における児童生徒「1人1台端末」と、「高速大容量の校内通信ネットワーク」を一体的に整備するための予算を計上するとともに、令和2年度1次補正予算において、当初4年間で整備するとしていた「1人1台端末」整備の前倒しや家庭でもつながる通信環境の整備など、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境の整備に必要な予算を計上しました。

その結果、当初の計画を大幅に前倒しし、令和3年3月末時点で、校内ネットワーク環境については、整備に取り組んでいる学校3万2,228校のうち86.2%の学校が令和2年度内に、97.9%の学校はほぼ新学期から供用開始の見込み、端末については、全自治体等の97.6%に当たる1,769自治体等で令和2年度中に納品が完了する見込みとの調査結果が出ています。

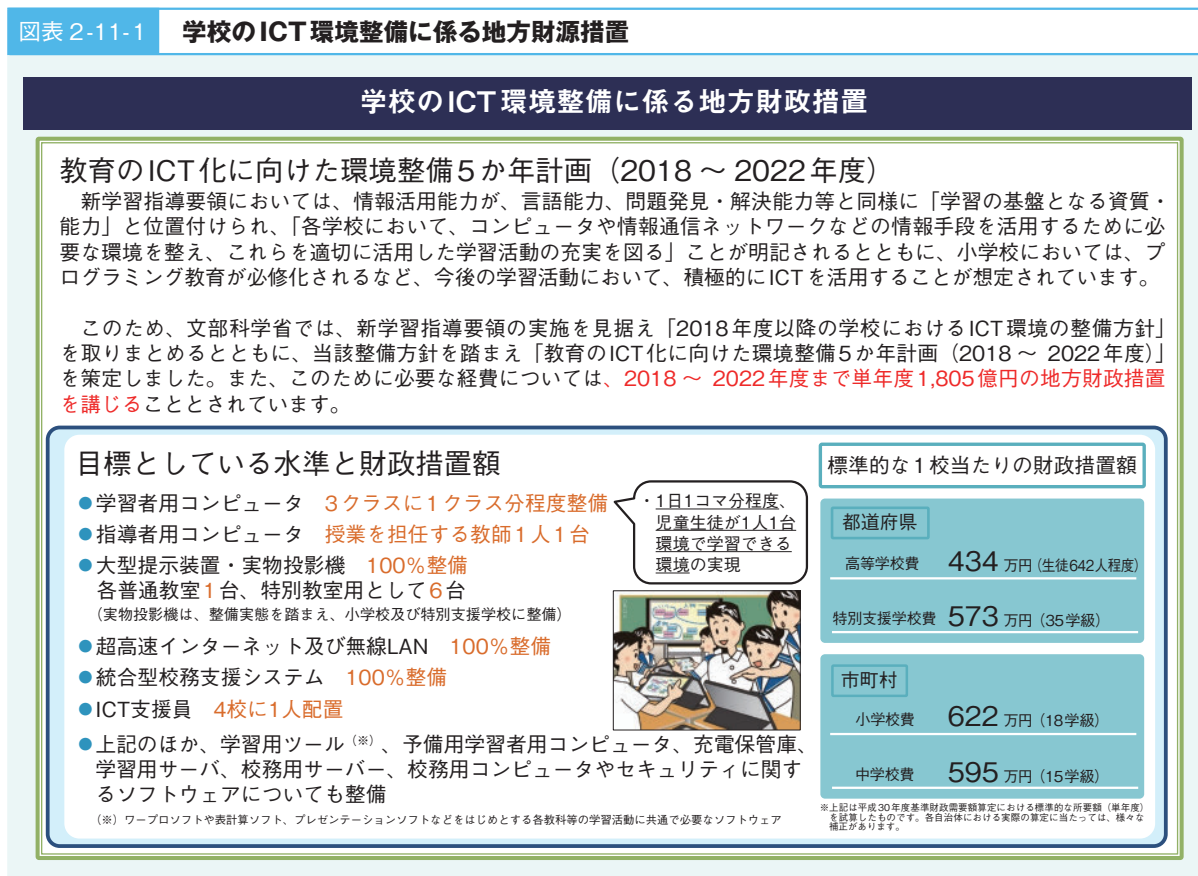
その中でいよいよ、令和3年4月から、「GIGAスクール元年」ともいべき学校における1人1台端末環境下での新しい学びがスタートしています。教科指導におけるICTの活用は、子供たちの学習への興味・関心を高め、教育の質を向上させる上で重要です。一方で、1人1台端末を活用した新しい学びは、多くの学校にとって初めての取組みとなります。

文部科学省が毎年度実施している調査によると、教員のICT活用指導力は年々向上しているものの、授業中にICTを活用して指導する力や児童生徒のICT活用を指導する力などに自信を持っていないと回答する教員が一定数存在しています。文部科学省において、教科等の指導におけるICTの活用について記載した「教育の情報化に関する手引」を作成・公表するとともに、教職員支援機構において「学校教育の情報化指導者養成研修」を実施しているところです。また、各教科等のICTの効果的な実践事例等の作成・周知や、「ICT活用教育アドバイザー」による専門的な助言や研修支援の実施などの取組を通じ、今後とも教員

のICT活用指導力の向上を図ることとしています。

さらに、令和3年4月からは、日々子供達と向き合う教師の方々や教育委員会等の学校設置者に対する支援を充実するため、2年末に省内に設置した「GIGA StuDX（ギガ スタディーエックス）推進チーム」の体制を抜本的に強化し、教育委員会や学校の現場から8名の教師の方々を新たに迎え入れ、専属で指導面での支援活動に当たっています。

図表 2-11-1 学校のICT環境整備に係る地方財源措置



3 遠隔教育の推進

遠隔教育は、多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現など、質の高い学習の実現に資することが期待されます。文部科学省では、令和2年度に「遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証」を行い、「多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育」、「教科等の学びを深める遠隔教育」、「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」、「家庭学習を支援する遠隔・オンライン学習」、「遠隔教員研修」をテーマとした実証事業に取り組み、遠隔教育システムの効果的な活用方法に関するノウハウの収集・整理とその効果及び情報通信技術等に関する検証を行いました。

また、学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、中学校等において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合、受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、遠隔にて授業を行うことを可能とする遠隔教育特例校制度についての関係省令・告示を令和元年8月に公布・施行しました。

高等学校については、平成27年4月より、全日制・定時制課程における遠隔授業を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとしています。令和3年2月には、高等学校段階における遠隔授業の一層の推進を図る観点から、高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項を改正し、遠隔授業を活用して修得する単位のうち、主として対面により授業を実施するものは、36単

位までとされる単位数の算定に含める必要はないこととしました。

4 校務の情報化の推進

校務の情報化は、学校における校務の負担軽減を図り、教師が子供たちと向き合う時間や教師同士が指導方法について検討し合う時間などを増やすことにつながります。また、出欠・成績・保健・学籍・学習履歴等の子供たちに関する情報の共有、学校ウェブサイトやメール等による家庭・地域との情報共有などに役立ちます。

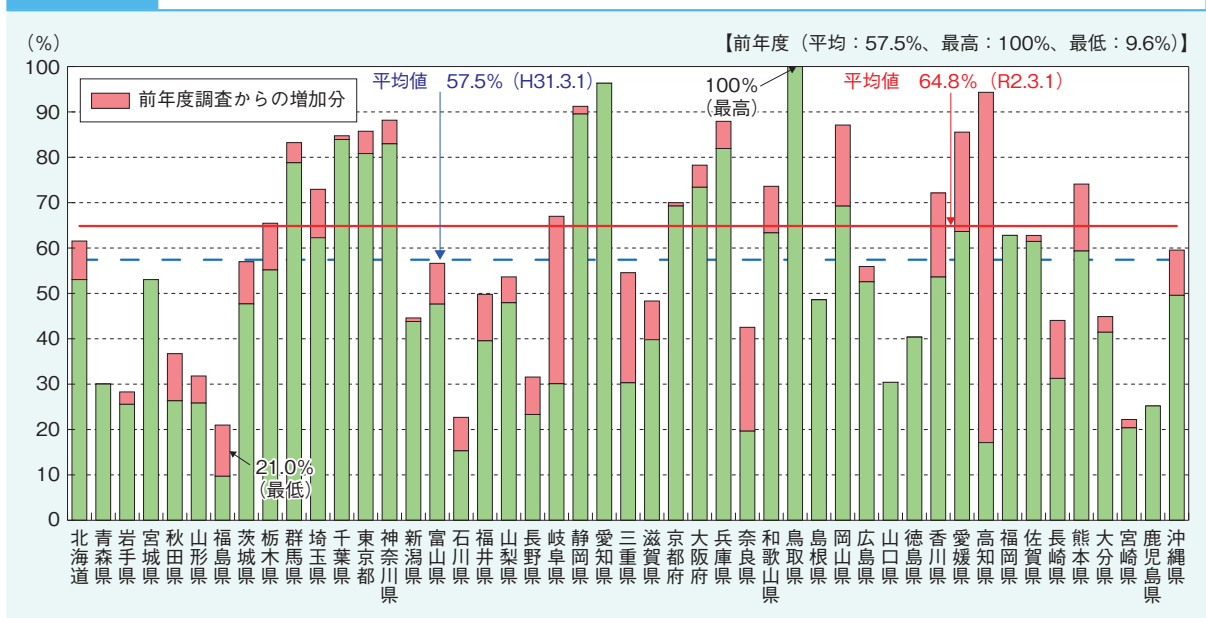
「令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によると、令和2年3月1日現在で、「統合型校務支援システム」*4の整備率は64.8%にとどまっています（図表2-11-2）。このため、教育委員会等において、統合型校務支援システムの整備を含めた校務の情報化をより積極的に進めることが期待されます。

平成29年度は、統合型校務支援システムの導入促進に向けた調査研究を実施し、教育委員会が統合型校務支援システムを導入する際に活用するためのガイドラインを作成し、公表しました。

平成30年度と令和元年度は、小規模自治体において統合型校務支援システムの導入が進んでいないことや、小中学校の教員の異動が都道府県単位で行われている実態も踏まえ、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用を促進する実証研究「統合型校務支援システム導入実証研究事業」を実施してガイドブックを作成し、公表しました。

また、平成29年度から令和元年度まで、「次世代学校支援モデル構築事業」、「エビデンスに基づいた学校教育の改善に向けた実証事業」を総務省と連携して実施しました。本事業では、教育の質を向上させるための有効なツールとしてデータの利活用に着目し、校務の情報と学習記録データ等を有効に結び付け、可視化することを通じて、教員による学習指導や生徒指導等の質の向上、学級・学校運営の改善等に資するための実証研究を行い、パンフレット及びガイドブックを作成し、公表しました。

図表 2-11-2 統合型校務支援システム整備率



*4 統合型校務支援システム：教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムのことをいう。

5 先端技術や教育データの利活用の促進

(1) 学校における先端技術の効果的な活用

1人1台端末を生かしたデジタルならではの学びを進めるためには、学校ICT環境を基盤として、先端技術を効果的に活用していくことが重要です。ICT環境や先端技術を活用する意義としては、①学びにおける時間・空間などの制約を取り払うこと、②きめ細かな学びや支援、③学びの知見の共有や知見の生成、④校務の効率化などが挙げられます。

文部科学省では、令和2年度において、全6地域で様々な先端技術の効果的な活用に関する実証^{*5}を行い、その成果等を踏まえて、学校現場において先端技術を効果的に活用するためのガイドブックの作成などを実施しています。

(2) 学びの保障オンライン学習システム (MEXCBT)

文部科学省では、令和2年度に、緊急時における「学びの保障」の観点から、学校や家庭においてオンライン上で学習やアセスメントができるCBT (Computer Based Testing) システムである「学びの保障オンライン学習システム (MEXCBT: メクビット)」のプロトタイプを開発しました。全国学力・学習状況調査や高等学校卒業程度認定試験の過年度の問題など、国が作成した問題をデジタル化して掲載し、約300校の小・中・高等学校で実証を行いました。

今後、実証等を踏まえてシステムの機能の改善・拡充や地方自治体等が作成した学力調査問題等のデジタル化を行い、希望する全国の学校で活用できるようにする予定です。

(3) 教育データの標準化

教育データを様々な教育コンテンツ間で相互に交換・蓄積・分析するためには、データの内容や形式を揃える「標準化」が必要となります。文部科学省は令和2年10月に、教育データを①主体情報、②内容情報、③活動情報に分類する枠組みを提示するとともに、学習データの起点として、学習指導要領にコード付与を行い、文部科学省「教育データ標準」(第1版)として公表しました。

学習指導要領コードを効果的に活用することで、例えばデジタル教科書・デジタル教材をはじめとする様々なデジタルコンテンツの連携が可能になります。文部科学省としては、こうした教育データの標準化に向けた取組を加速してまいります。

(4) 教育データ利活用に係る論点整理

文部科学省では「教育データの利活用に関する有識者会議」を開催し、初等中等教育における公教育データを中心として、現状と課題、将来的な方向性に関して一定の整理を行う論点整理(中間まとめ)を公表^{*6}しています。本論点整理(中間まとめ)では、①教育データの定義、②教育データの利活用の原則、③教育データの利活用の目的(将来像の具体的イメージ)、④教育データの利活用の視点、⑤学校現場における利活用、⑥ビッグデータの利活用、⑦生涯を通じたデータ利活用、⑧教育データの標準化について記載されています。

文部科学省では、この検討も踏まえながら、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現していくため、教育データの効果的な利活用を促進するために必要な方策を進めてまいります。

*5 参照: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416148.htm

*6 参照: https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/158/mext_00001.html

6 障害のある子供たちの支援

文部科学省では、令和元年度から、Society5.0時代を生きる子供たちにふさわしい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「1人1台端末」と「学校における高速通信ネットワーク」を整備するなど、GIGAスクール構想の実現に向けた取組を進めてきました。特に、障害のある児童生徒においては、情報機器端末を活用するために、より個別性の高い特別な入出力支援装置が必要な場合があることから、令和2年度補正予算において、障害のある児童生徒が1人1台端末を効果的に活用できるよう、一人一人に応じた入出力支援装置の整備を併せて支援しました。

国立特別支援教育総合研究所は、平成26年度から障害の状態や特性等に応じた教材や支援機器の活用に関する様々な情報を集約・管理し、発信するためのポータルサイトを開設しています*7。また、特別支援学校から小・中学校へのICT機器に関する支援等について研究した「教材教具の活用と評価に関する研究」（平成28～29年度）の実施や、国立特別支援教育総合研究所内にICTを活用した実践的な教員研修を実施するICT活用実践演習室を整備しました。さらに、各都道府県等の指導的立場にある教職員を対象として、情報手段を活用した教育的支援に関する研修などを実施しています*8。加えて、学校現場で活用されているICT機器の基本的な情報を収集し整理を行うとともに学校現場に役立てた事例を紹介したリーフレットの作成等を通じて障害のある児童生徒のICT活用の支援を行っています*9。

7 青少年を有害情報から守るための取組の推進

(1) 学校における情報モラル教育の推進

スマートフォンやSNS（ソーシャルネットワークキングサービス）などが児童生徒に急速に普及しており、これらの利用によってトラブルや犯罪に巻き込まれる事例が発生しています。こうした背景を踏まえ、児童生徒が犯罪被害などの危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするとともに、人権、知的財産権などの自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持ち、健康に留意して情報機器を利用することができるようにするため、情報モラル教育の充実が求められています。

小・中・高等学校の学習指導要領では、情報モラルを含む「情報活用能力」を教科等横断的に育成することとしています。これを踏まえて、学習指導要領解説においては、インターネット利用に伴う犯罪被害の防止の必要性や、児童生徒の発達段階に応じて情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせることの重要性を強調しています。

文部科学省は、児童生徒を取り巻くインターネット環境の変化等を踏まえた教師用指導資料の改善・充実を行うとともに、児童生徒向け啓発資料の作成・配布、教員等を対象としたセミナーの実施等により、情報モラル教育の一層の充実を図ることとしています（[図表 2-11-3](#)）。

(2) インターネットをめぐる問題に関する取組

内閣府の令和2年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、小学生では約91%、中学生では約97%、高校生では約99%がスマートフォン等のいずれかのインターネット接続機器でインターネットを利用しているとされており、平日（月曜から金曜）の平

*7 参照：<http://kyozai.nise.go.jp/>

*8 参照：https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar

*9 参照：<http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/12589/20161205-143141.pdf>

均利用時間は約3時間半となっています。

スマートフォン等をはじめとした様々なインターネット接続機器の普及に伴い、SNS等の利用によるトラブルや犯罪被害の発生、長時間利用による生活リズムの乱れが深刻な問題となっています。

このような状況を踏まえ、情報化社会の危険性とその対処法などについて、子供たち自身と保護者などが正しく認識し、適切に行動していくことがますます重要となっています。

文部科学省は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」や、令和3年6月に決定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」などを踏まえ、関係府省庁等と連携しつつ、青少年をインターネット上の有害情報から守るための取組を推進しています。具体的には、①フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウム「ネットモラルキャラバン隊」の開催、②メディアリテラシー指導員養成講座の実施やフィルタリング普及活動などの各地域における先進的な取組の支援としての「ネット対策地域スタートアップ事業」の実施、③いわゆるネット依存傾向の青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施を通じたネット依存対策の推進、④通信関係団体や総務省などと連携した、保護者、教職員及び児童生徒を対象とする、インターネットの安全・安心な利用に関する講座（e-ネットキャラバン）の実施などに取り組んでいます。

さらに、多くの青少年が初めてスマートフォンなどを手にする春の卒業・進学・入学の時期に合わせ、関係府省庁等が連携して、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開し、全国の教育委員会や学校、PTAなどに協力を依頼しています。

図表 2-11-3 ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ



第2節 映像作品やICTを活用した教材の普及・奨励

文部科学省は、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用されることが適当と認められる映画その他の映像作品や紙芝居を「文部科学省選定」として選定し、そのうち特に優れたものは「文部科学省特別選定」として選定しています。選定された作品については、文部科学省ウェブサイトでの掲載やメールマガジンでの配信を通じて、教育現場への普及・奨励に努めています（図表 2-11-4）。

図表 2-11-4 令和2年度文部科学省選定作品一覧

〈令和2年度文部科学省特別選定作品一覧〉
一般劇映画・一般非劇映画

作品名	種別	対象	選定日
ヒトラーに盗られたうさぎ	DVD	青年向き、成人向き、家庭向き	令和2年10月21日
この世界に残されて	ブルーレイ	成人向き	令和2年10月21日
ブータン 山の教室	DVD	家庭向き	令和2年11月25日
GOGO（ゴゴ） 94歳の小学生	DVD	少年向き、青年向き、成人向き、家庭向き	令和2年12月8日
旅立つ息子へ	DVD	成人向き	令和3年3月22日
僕が跳びはねる理由	DVD	青年向き、成人向き、家庭向き	令和3年3月29日

第3節 ICTを活用した情報発信

1 文部科学省の取組に関する情報発信

文部科学省ウェブサイトは、教育、科学技術・学術、スポーツ、文化の各分野における最新の動向や調査結果のほか、報道発表資料や文部科学省の施策に関する情報を随時更新しながら発信しています。また、定例の文部科学大臣の記者会見の動画を、即日文部科学省ウェブサイト上に掲載しています。

平成28年4月以降、「今日の出来事」と「今週のトピックス」*¹⁰のコーナーを開設するなど、ウェブサイトを通じた発信を強化しています。令和2年度においては、文部科学省ウェブサイトのトップページを見直し、文部科学省が担当する4分野については、上位にイメージ写真とともに配置して興味関心のある分野に辿り着きやすくするなど情報発信の強化に力を入れています。

さらに、文部科学省はソーシャルメディアも積極的に活用しています。公式Facebook（「文部科学省MEXT」*¹¹）では、文部科学省ウェブサイトとの連携を図り、「大臣報道専門官通信」のコーナーでの投稿を充実させ、毎日、動画や写真、画像などと併せて分かりやすく情報発信しています。令和2年度はファン数が8万5,000人に達しました。公式Twitter「mextjapan」*¹²では、毎日、文部科学省ウェブサイトの新着情報などを発信しており、2年度はフォロワー数が42万人を上回りました。また、公式Instagram「mextjapan」*¹³を元年10月に開設し、文部科学省を身近に感じていただけるよう様々な側面から情報を発信しています。フォロワー数は1万2,000人を超えました。

加えて、「YouTube」などに専用チャンネルを設置しており*¹⁴、施策の紹介動画等を公開しています。平成20年8月のYouTubeチャンネル開設後の全再生回数は約5,036万回です。

広報誌として発行する「文部科学広報」は、電子書籍化しており*¹⁵、文部科学省の庁舎内のミュージアム「情報ひろば」の情報もウェブサイトに掲載しています。また、文部科学省の施策を学べる子供向けのウェブサイトは令和元年度にリニューアルしました。

このほか、映画「ライオン・キング」など映画会社等とタイアップした広報では、文部科学省としてのメッセージをポスターやソーシャルメディア等の広報媒体を通じて発信する活

*¹⁰ 参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/activity/index.htm

*¹¹ 参照：<https://www.facebook.com/mextjapan>

*¹² 参照：<https://twitter.com/mextjapan>

*¹³ 参照：<https://www.instagram.com/mextjapan>

*¹⁴ 参照：<https://www.mext.go.jp/movie/index.htm>

*¹⁵ 参照：https://www.mext.go.jp/b_menu/kouhou/

動も実施しています。

一般の方からの文部科学省への御質問や御意見については、ウェブサイト上でいつでも受け付けています。

2 我が国の文化発信の強化

文化庁は、文化行政の情報化と情報発信を強化するため、文化庁ウェブサイトなどで、文化財や美術品、舞台芸術、メディア芸術、日本語教育、国語施策、著作権、食文化などの幅広い情報提供や新型コロナウイルス感染症の影響を受ける文化芸術関係者向けの支援策等を案内しています。

また、Web広報誌として「文化庁広報誌ぶんかる」^{*16}を配信し、文化庁の取組を紹介するコラム、文化庁や国立文化施設の催し物のお知らせなどを掲載しています。

同時に、公式Twitter^{*17}やFacebook^{*18}において、ほぼ毎日、文化施策の情報を発信し、より一層の情報発信に努めています。

さらに、「YouTube」チャンネルでは、日本文化の紹介動画、日本遺産の高精細VR動画などを配信しています。

このほかにもウェブサイトを開設しています。例えば、東京2020大会を契機として全国津々浦々で行われる文化プログラム等の情報を集約・発信するために試行的に「Culture NIPPON（カルチャーニッポン）」^{*19}を運用しています。また、「文化遺産オンライン」^{*20}では、全国の博物館・美術館や関係団体、各地方公共団体の協力を得て、有形・無形を問わず良質で多様な文化遺産に関する情報を収集し公開すると同時に、公式Twitter「文化遺産オンライン」^{*21}において、文化財に関する情報などを発信しています。

さらに、日本芸術文化振興会が運営する「文化デジタルライブラリー」^{*22}では、インターネットを通じて舞台芸術の魅力を紹介する教育用コンテンツや、国立劇場等の自主公演に関する上演記録や錦絵、番付などの収蔵資料に関するデータベースなどを公開しています。

*16 参照：<https://www.bunka.go.jp/prmagazine/>

*17 参照：https://twitter.com/prmag_bunka

*18 参照：<https://www.facebook.com/bunkacho/>

*19 参照：<https://culture-nippon.go.jp/ja>

*20 参照：<https://bunka.nii.ac.jp/>

*21 参照：<https://twitter.com/bunkaisanonline>

*22 参照：<https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/>